

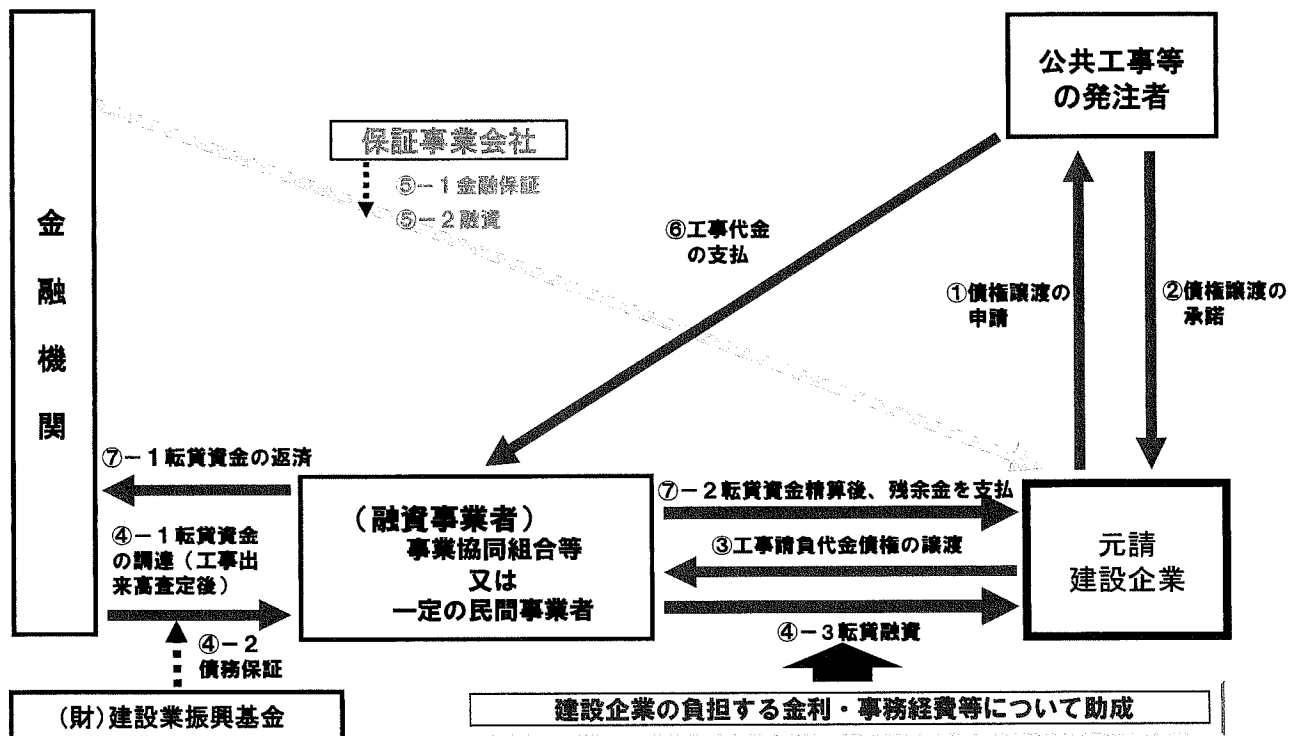
公共工事を受注された経営者の方へ

地域建設業経営強化融資制度

ご案内

1. 本制度の概要

[本制度のスキーム図]



○鹿児島県内の融資事業者

※ 鹿児島県建設業協同組合連合会 TEL 099-256-4355

組合員外の企業の方は以下の民間事業者へお問い合わせ下さい。

株式会社建設総合サービス TEL 06-6543-2848

2. 利用要件等

(1) 対象となる建設業者

中小・中堅建設業者（資本金20億円以下又は従業員1500人以下）

(2) 対象となる建設工事

国、地方公共団体等の発注する工事

*ただし、低入札工事、役務的保証が付された工事は対象外です。

(3) 借入条件等

鹿児島県内の融資事業者（前ページ参照）に直接お問い合わせ下さい。

3. 本制度利用のメリット

(1) 工事の途中段階で工事請負代金債権の資金化が図れます。

本制度は工事出来高が50%を超えた時点から利用できます。出来高に応じて複数回利用することも可能です。また、工事完成後、発注者からの工事代金が入金するまでの間に利用することも可能です。

(2) 国から助成金が支給されるため、金利等の負担が最小限で済みます。

スキーム図④-3の転貸融資利用の際、金利、出来高査定等負担する経費に対し、国から助成金が支給されますので、極めて最小限の経費負担で融資が受けられます。

(例：鹿児島県建設業協同組合連合会で1,000万円を60日間お借入された場合)

- ・ 調達金利：全額助成
- ・ 保証料： $1,000 \text{万円} \times 0.1\% \times 60 \text{日} \div 365 \text{日} = 1,643 \text{円}$
- ・ 事務手数料：全額助成
- ・ 出来高査定費用：全額助成

※本制度を利用すれば、実質1,643円のみ負担でお借り入れできます。なお、助成金は本制度利用後に融資事業者を通じて支給されます。

(3) 本制度による借入金は、経営事項審査を受ける際に有利となります。

本制度による借入金（スキーム図④-3の転貸融資による借入金）は、経営事項審査の経営状況分析における負債回転期間を算出する際の負債合計額から控除できることになっていますので、経営事項審査の評点が下がることはありません。

(4) 金融機関の審査もなく、迅速に融資が受けられます。

本制度の融資金は、融資事業者が金融機関から借り入れるにあたり、当基金が債務保証を行っているため、建設企業の融資枠を利用しません。これにより、保証人・担保が不要なうえ、低金利かつ迅速（工事出来高査定後概ね1週間以内）に融資が受けられます。

【本制度に関するお問い合わせ先】

一般財団法人建設業振興基金

TEL 03-5473-4575

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp>